

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設等に対する要請等について

兵庫県へのまん延防止等重点措置は解除されますが、引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記の通り感染防止策の徹底等を要請します。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和4年3月22日(火)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容 [特措法第24条第9項に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※1)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)
	<ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※2)の場合は、「一定の要件」^(※3)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店等・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること 	

※1 イベント開催制限の要件

区分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人 又は 収容定員50%のいずれか大きい方
収容率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

* 「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店内は4人以内

4 感染防止策の徹底

(基本的な感染対策)

- ・適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

(事業所での対策)

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- ・感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止徹底要請!」)をご確認いただき、感染防止策の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等コールセンター

3月25日(金)まで TEL:078-362-9921 受付時間:平日 9時~17時

3月28日(月)から TEL:078-362-9480 受付時間:平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL:078-361-2501 受付時間:平日 9時~17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html